

成育医療等基本方針に係る府の取組みについて

経 過

■成育基本法

H30.12.14 公布 R1.12.1 施行

■成育医療等基本方針

R3.2.9 閣議決定

R5.3.22 閣議決定（方針改定）

■成育医療等基本方針改定に伴う通知

R5.3.31 「評価指標及び計画策定指針について」（厚労省子ども家庭局長通知）
PDCAサイクルに基づく取組みを推進するため、指標、基本方針を踏まえた計画策定指針、協議の場の設置などが示される。

■成育医療等基本方針改定に伴う指標について

健やか親子21を引継ぎ、各施策の指標69項目を設定
（アウトプット：27、アウトカム/健康行動：23、/健康水準：19）

方 針

■指標管理：都道府県アウトカム指標の進捗状況を確認

- ・成育基本法第19条第1項に基づく政令で定める計画（以下、関連計画）に基づき各施策を推進
- ・成育基本方針に基づく取組みを進めるため、関連計画担当課による庁内推進会議を設置
- ・進捗状況について母子保健運営協議会へ報告・協議を行う。

スケジュール

		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
国	成育医療等基本方針策定	第2次方針策定 現状値：概ねR3			◆中間評価 最終目標値が示される。			◆最終評価 ★次期方針策定	
府	成育医療等基本方針を踏まえた取組み		第2次方針を受け指標確認 ・庁内推進会議開催（9/27） ・母子保健運営協議会開催（10/27）	←進捗状況等 情報共有→		◆中間評価 府の状況報告	←進捗状況等 情報共有→		◆最終評価 ★次期方針に向けた取組み検討